

子どもを共に育む京都市民憲章の実践を推進する条例(仮称)骨子案に対する市民意見及び考え方

項目	意見	考え方
1	子どもが安心して生活できるように条例化は良いことだと思います。	「子どもを共に育む京都市民憲章」(以下「憲章」という)の実践を推進するため、ご協力をよろしくお願い致します。
1	条例化することで市民憲章の理念が広く浸透することを祈っています。	
1	当たり前事が出来なくなった現状をふまえ、憲章のさらなる実践を推進するための条例化は大切です。	
1	憲章では漠然としていたものが、条例となり、具体的に誰が何をすべきなのか明瞭になったように感じた。公助・共助・自助が明確になることで、一人ひとりがそれぞれの立場で努力しやすくなると感じました。	
1	「憲章そのものを実践するため」が条例の目的であるべきである。「子どもを健やかでこころ豊かに育む社会を築くこと」は、憲章に定める市民の使命であり、条例制定の目的でない。	条例の目的は、憲章の実践方策等を定めて、「憲章の実践を推進すること」によって、憲章が目指す「子どもを健やかで心豊かに育む社会を築くこと」を目指すものです。
1	憲章化、条例化 文章や思いはとても素敵だと思います。ただもう少し身近に感じられる具体的なものがわかるとよい。	憲章は、子どもを健やかで心豊かに育む社会を築くための、市民共通の行動規範であり、普遍的な理念です。この憲章に基づいて、大人が子どもの状況を理解し、市民による自主的で自発的な行動の輪が広がることが大切であり、期待されているところです。
1	条例は良いことばかりですが、この条例を実践する傍ら、過保護的になるのではないのでしょうか。	
1	このようなことを条例にすることを哀しく思います。今まで躰地域教育であった自然な営みを、このようにしなければ先が不安というのは寂しい限りです。ただ、ここまで来た以上、自発性を示す、促す事項を表現に留意し、強制されるのではなく、自ら決意して歩きだすものにしたい。	しかし、憲章制定から4年近くが経過した現在も、子育ての孤立感、児童虐待等、子どもを取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。
1	あえて条例でしほりかけの必要があるのか疑問です。市民憲章のままでよいのではないのでしょうか？	そこで、市民ネットワークである「人づくり21世紀委員会」からの提言もあり、平成22年6月から「子どもを共に育む京都市民憲章推進条例制定検討委員会」が発足し、条例に盛り込むべき内容について、検討・議論を重ねたうえで、行政等の環境整備(「公助」)だけでなく、市民の実践行動(地域での「共助」、個人による「自助」)についても規定することにしました。
1	人間という生物が新たな命を生み育てるときにとるべき当たり前の行動やその考え方が、子どもを共に育む京都市民憲章だと思う。それを推進するため更に条例化する必要はどこにあるのかと疑問に感じる。憲章だけで取組を推進すればいいのではないのか。条例を作れば、例えば「保護者の責務としてここに規定されています。」という感じで説明は簡単にできるようになるが、それではかえって根本的な解決にならなくなるのではないのか。条例に規定されているから行動するのではなく、かつて自分も同じ子どもであった人間として子どもの立場を理解できるから行動するのではないのか。	条例によって、市民に自助や共助を強要したり、罰則を科したりしているわけではなく、憲章の実践方策を責務として定め、各主体の実践行動を推進しようとするものです。さらに、条例に基づき、毎年度、身近でより具体的な実践目標や取組を「行動指針」として提案し、それぞれの市民や団体の実践を促そうとしています。
1	「子どもを健やかで心豊かに育む社会を築く」ことは大切なことです。しかし、その具体化のために「地域での共助、個人による自助について規定」することはあってはなりません。それはあくまでも、自主的なものです。「条例」により、個人や地域の行動を規定することの恐ろしさを心すべきです。	また、児童虐待、児童ポルノ、インターネット不適切利用対策等の子どもの命や成長を脅かす緊急課題については、当面は啓発その他の必要な措置を講じる等とし、条例施行後3年を目途に、事態の改善の状況や国・京都府の法令の動向も見極め、本市独自の規制も含めた対応策を継続的に検討していくこととしています。
1	このような条例は定めるべきではないと思います。精神生活まで立ち入った規定をすることは、まるで戦前の思想統制のようです。	
1	憲章から更に条例制定を進める理由が明確ではない。条例の特徴である規制に踏み込まなければ実効性がない。	

子どもを共に育む京都市民憲章の実践を推進する条例(仮称)骨子案に対する市民意見及び考え方

項目	意見	考え方
1	むしろ国連で定められた「子どもの権利」についてよく周知し、子どもの権利を守るためにどのようなこと(施策)が必要かを考えた方が良くないでしょうか。	憲章は、国連の「児童の権利に関する条約」も踏まえて制定されており、本条例骨子案においても、保護者が「子どもの自ら育つ力を大切に」子どもを育むこと、地域住民・育ち学ぶ施設関係者・本市が「子どものための取組を企画する際に、子どもが参画できるように努める」こと、本市が市民と協力して「子どもの命や安全を脅かす問題への対策に努める」「子どもの健やかな成長を脅かす社会環境を改善するよう努める」こと等を規定しています。
※ 1	「子ども」は憲章において受け身なだけですか。中学生、高校生となるともっと自主的に憲章に参加する、一人の市民になれるはず。子どもも市民の一人として参加できるものがある。	この条例は、大人として子どものために何が出来るかとしての行動規範である市民憲章を推進するためのものであり、子どもの義務や役割の規定を目的としていません。ただし、中高生等も、大人になっていく市民として、発達段階に応じて憲章を実践してもらいたいと思います。
※ 1	今はただでさえ子どもを守るという名目で、子どものやっていることを否定する大人が数多くおり、それによって子どもの心が病んでいます。この条例でそんな大人が増加するとは考えられませんか？	条例は、憲章の理念に従い、子どもの健やかな育ちのための大人の行動規範を内容とします。その際、大人が子どもの状況を理解し、子どもの意見や参画を大事にして、「大人も子どもと共に成長していくこと」が求められます。
※ 1	子どもの為だとか書いているが、大人が考えたことが本当の子どもの為だと言えるのか？「子どものために私たち大人はこんなことを考えてあげました。」と上から目線の子供達に制限をあたえるような内容ばかりに見えた。	
2	選挙権が出来るまでは子供として、スムーズにおこなわれる力を持たせてさしあげたいです。	
2	お酒やたばこは20歳からといわれているので20歳までは別に子どもで良いんじゃないか。	
2	15歳以下にすべきだと思う。義務教育を終えたならば、もう大人として扱われるべき。	
2	子どもの定義は年齢ではなく、社会的なハンディキャップを除き、社会的適応能力で決めるべき。	
2	市民公聴会にて、学校等の文言の中に児童福祉施設も含まれていたが、今回、育ち学ぶ施設関係者となりわかりやすくなりよかった。	学校や児童福祉施設等を併せて、子どもの育ちや学びに資する施設等を「育ち学ぶ施設」と定義しています。
2	育ち学ぶ施設関係者は、語呂が悪く、発音しにくい。「育ち学ぶ」を削除するか変更すべきである。あえて修飾語を必要とするなら、「こども」「児童」でいいのではないか。	
3①	「補完」という言葉が難しいです。	条例という性質上、文言の厳密さが必要ですが、分かりやすさも追求するとともに、説明用リーフレット等を作成する際には一層の分かりやすさを考慮すべきと考えます。
3②	親の意識がまず第一だと思います。	親自身が親としての心構えや必要な知識・技術等を学ぶことは大切であり、「4憲章の実践方策」の③で「保護者等は、親として育ち学べる取組に積極的に参加するよう努める」よう定めています。
3②	保護者の責務について、『保護者は、社会通念としての倫理や道徳を携え、その上で』の文言を挿入していただきたい。 理由は、現在、多くの保護者は、大人(社会人)となるために必要な行動や態度を身につける訓練を十分に受けてこなかったから。	

子どもを共に育む京都市民憲章の実践を推進する条例(仮称)骨子案に対する市民意見及び考え方

項目	意見	考え方
3⑥	せつかく良い憲章があり、それを推進する条例を作るのであれば、この機会に、子育て先進都市を目指す覚悟を見せてほしいです。 条例なので、市民や事業者を縛る内容にするにはいろいろな障害があると思いますが、行政の姿勢は盛り込めるでしょう。本市の責務は「子ども共に育む社会環境の整備の推進に努める」と比較的弱い記述に感じます。もっと京都市は子育て支援を第一に取り組んでいくという決意を入れてほしいです。	本市は、あらゆる京都の力を結集して子育てを支援し、子育ての喜びを実感できる社会にするため、「京都市未来子どもプラン」を推進しており、この条例によって、子育て支援を一層推進することを示すことは大切であると考えております。
3⑦	市民憲章なのに、観光旅行者に「責務」を求めることはなじまない。京都市民自身も、他都市の条例や憲章を知らない。	市民と同じように「責務」を求めることについては御指摘の点を勘案する必要がありますが、条例の目的でもある「子どもを健やかで心豊かに育む社会を築く」ためには、観光旅行者等にも、各人の立場に応じた「役割」を担っていただくことは大切だと考えております。
3⑦	観光客にも要請するとあるが、足元から取り組み、3年後の見直し時期にした方がよい。	
3	憲章の実践主体とその主な責務が明確になれば憲章を「共有」できる。子どもと最も距離の近い、影響力のある保護者には、大変大きな責務があり、その責務を明確にするために憲章の実践に取り組めるよう、地域また社会全体が支援すべき。	憲章の実践を推進するため、子育てについて第一義的責任を有する保護者と、地域住民、育ち学ぶ施設関係者、事業者、そして社会環境整備を担う本市が、自覚を持って行動しつつ、相互に協力・補完し合うとともに、観光旅行者等が市民・本市の取組に協力することを、それぞれの役割についての努力義務(責務)としています。
3	子育て等に義務感を持たれるようになっては逆効果となるおそれがある。「責務」という表現は意味的には適切であるが、責任よりも義務という意味合いが強く受け取られがちではないか。	
3	すべて「努める」とあり、努力規定である。責務という文言を使う必要性はあるのか。	
3	「責務」とは「責任と義務・果たさなければならない努め」です。ここでも「保護者」や「地域住民」に「責務」を課しています。そうしたくてもできない状況に苦しむ人たちもいます。そもそも「子どもを健やかで心豊かに育む社会」になっていないとしたらその責任は「保護者」や「地域住民」「市民」にかぶせられるものでしょうか。行政の責務が中心にあげられるべきです。少なくとも、行政の姿勢を具体的に提示してから「保護者」「地域住民」「市民」に協力を呼びかけるべきです。	
4①	子どもが与えられて遊んだり学ぶのではなく、自ら遊び、学べる「環境づくり」に励むという意志がほしいです。	
4①	公園もよいが、屋内で遊べるような施設も必要。	子どもの遊びと学びのための文化・自然・社会体験の機会の提供は、子どもが持っている自ら育つ力を伸ばすために、子どもが活躍できる場ともなるべきです。本市等は、そのような機会の提供を支援し、子どものための施策や取組を進めるときは、企画段階から子どもがかかわれるようにします。なお、より具体的な取組については、今後「行動指針」として検討することとしています。
4①	子ども人格尊重という立場を貫き、「子ども一人一人の能力を十分に発揮できる環境をつくる」ことという点で市の責務を十分に発揮してほしい。	
4①	本市は、「努める」でなく、「行う」とすべきである。	
4①	「体験活動の機会」って具体的にどんなものか？市と事業者は、取組を支援するよう努めるだけなのか？子どもが参画できるよう、どうするのか？	
※ 4①	子どものためを思うなら、子どもの意見を聞いてほしい。	

子どもを共に育む京都市民憲章の実践を推進する条例(仮称)骨子案に対する市民意見及び考え方

項目	意見	考え方
4②	子どもの手本になる大人になればいいと思います。大人も子供もマナーが大事だと思います。	大人が子どもの模範となる行動を実践できるよう、市民一人一人や各団体にご協力をお願いします。具体的な実践目標や取組は、今後、推進会議の意見を聴いて、毎年度の「行動指針」として定めることとしています。
4②	家庭の中では、子どもが親の背中を見て育つように、社会では大人のすることを見て子どもは育ちます。大人が心を引き締めて取り組みたいと思っています。	
4②	バス待ちの男性がタバコをポイ捨てされるのを目の当たりにしました。子どもにとっての環境の問題は本当に急務であると思いますので、大人が良い見本を見せられるような社会にしないといけないと思います。	
4②	規範意識についても人づくり21世紀委員会に所属する団体の協力なしには条例化されても向上しない。	
4②	タバコのくわえ歩きの禁止。公共施設特に市バス内における携帯電話(メール含む)の禁止。	
4②	何をしたいのか、何が言いたいのか私たちには具体的に分かりません。もう少し分かりやすくしてもらいたい。	
4②	この規定内容は、市民に対する侮辱ではないでしょうか。	ご指摘のとおり「公の秩序や善良な風俗に反する行為を慎む」の「慎む」は「しない」という表現のほうが適切だと思います。
4②	市民は、公の秩序や善良の風俗に反する行為を慎む。「慎む」は、「しない」とすべきである。	
4③	子どもたちの育ちに加えて、親の育ちも急務です。	保護者や今後親になる世代の人に、「親支援プログラム」等の親として育ち学べる取組への参加に努めていただきます。本市は、そのような取組を推進するとともに、地域住民等による自主的な子育て支援活動を支援します。
4③	親になってから教育するのは遅い。支援活動の日時・場所が分かりにくい。	
4④	そうしたくないと考えている保護者はいません。そして行政の責任は曖昧にされています。	家庭を取り巻くそれぞれの実践主体が保護者に協力し、支援が必要な家庭に対しては支援策を講じることとしています。
4④	夜勤の親がいれば、早寝早起き朝ごはんの習慣がつけられない。まず市がそれぞれの家庭状況を個々に知ることから始めるべき。早寝早起き等を実践しようとするれば、子どもも不自由であると思う。	
4④	家庭の団欒の場を作ることが大切である。そのために、親の働く環境を整える必要がある。	子どもが安らぎ育つ家庭の生活習慣と家族の絆のために、仕事と生活の調和の推進が、原則として男女共に子育てを担い、安心して子育てできる環境づくりとして重要です。事業者は労働環境を整備する取組を行い、本市は事業者の理解の促進や、保育サービスの充実などの施策を講じることとしています。
4④	生活習慣の確立や家庭環境づくりを実践するためには、親の就労の状況を整えることも重要かと思っています。企業等にも訴えかける内容が必要かと思っています。	
4④	主として父母が物理的に協同して育児や家事を行うことが盛んに言われており、それができる家庭はそれでいいことだと思うが、仕事をしている父親の育児参加が少ないという問題を物理的に解消することは、現在の社会経済情勢からは現実的に困難ではないか。他方、家庭環境・家族の絆づくりは、そんな画一的なものではないと考える。	
4④	例えば、「子どもは保育士よりも実の親が育てるべきだ」と考え、そのため、母親(父親)が仕事を辞めて家事・育児・地域活動に専念し、父親(母親)が仕事をして生計を支える、という家庭も、ちっとも悪くはないし、そのために仕事をしている親が家事や育児が少ししかできなくても、育児をしている親が、家族のために仕事をしている親のことをしっかりと子どもに伝え、一方、仕事をしている親は、育児をしている親や子どものことを気かけ、少ない時間でもスキンシップを持つ…。そのようにしても素晴らしい家族の絆が生まれると思う。要は、母親は否応なく妊娠、出産し母乳を与える必要上子育てを行うので、肝心なのは、父親づくりである！	

子どもを共に育む京都市民憲章の実践を推進する条例(仮称)骨子案に対する市民意見及び考え方

項目	意見	考え方
4⑤	子どもの成長は地域で見守っていく事が大事。	保護者と地域住民は協力して子どもの見守り活動を推進し、育ち学ぶ施設は地域の子育て支援の拠点としての役割を果たすものとし、事業者及び本市は、これらの地域活動を支援することとしています。
4⑤	家庭の中だけでは子育ては出来ない。地域の人々に支えられ、支える地域づくり。	
4⑤	親だけでなく高齢者などの大人と子供たちが触れ合う機会を作るべき。	
4⑤	地域ぐるみの子育ても、「知らない人と話をするな」という風潮の中ではやりにくい。	
4⑤	親の育ち、地域の環境整備が遅れている。	
4⑤	保護者の意識改革。私たちの団体では子育て支援の活動をしていますが、参加して下さる方には伝える方法がありますが、参加してほしい保護者・子どもたちを見ると何か一緒に活動ができないかと思えます。	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進が、男女共に子育てを担い、安心して子育てできる環境づくりとして重要です。事業者は労働環境を整備する取組を行い、本市は事業者の理解の促進等を図ります。
4⑤	一人一人を知る、地域の行事に参加する、どこに誰がいるのか等ネットワークの拡大を図り、地域の一員としての自覚を持つように、特に保護者(親)の意識が子どもに影響しているので、学校の働きも大切である。	
4⑥	近年、親も子も仕事や習い事で忙しく、なかなか会話をする時間もなくなってきていると思います。主人の会社では月に1回家族の日を設けていただいて、その日は家族揃って夕食をとり、会話をするよう気をつけています。社会全体でもそのような取組をしていければと考えます。	
4⑥	京都市の学校の先生の労働強化は大変ひどいです。子どもの時代はその子にとって待たられない時代です。早急に先生の労働時間を短くして子どもが本当に健やかに育つよう取り組んでほしい問題です。	事業者は子どもの健やかな成長を脅かす商品を子どもに提供しないよう努めることとしています。
4⑥	昔に比べ安易に物が手に入る、テレビの番組で宣伝しておもちゃメーカーが売る(それもかなり高価です。)、親は収入がなく買えなくてイライラして子どもが泣いている、数量限定販売で並んでも買えない、こういう風に人の心をもてあそぶような商品の売り方は規制するべき。	
4⑥	“市民と協力して子どもの健やかな成長を脅かす社会環境を改善するよう努める”について、もう少し分かりやすい具体例を挙げて説明してほしい。	5で緊急課題としているインターネット不適切使用や電子・映像メディア依存のほか、有害な図書類、玩具、ゲーム及び広告物、深夜外出等への対策があります。
4⑥	コンビニにおける成人向雑誌と一般誌の設置場所を明確に分離。	これについては、京都府の「青少年の健全な育成に関する条例」によって、区分陳列の義務があり、改善勧告も行われており、大切な取組だと考えます。
※ 4⑥	なかなか家の近くなどに山や森以外でも安心して遊べる所が少なく悲しい。子どもが自然にふれあって、遊んだりすることは、大人になるのにとっても大切。公園が減っています。遊具がなくなったりします。なんでも危ないからなくなすのはよくない。	4-①及び⑥に示すとおり、山紫水明の豊かな自然環境を生かし「子どもの遊びと学びに資する、文化・自然・社会体験その他体験活動の機会を子どもに提供する」とともに「自然環境を生かした、子どもの遊びや市民相互の交流ができる場の提供に」努めることとしています。
※ 4⑥	自然とふれあえなければ、ちいさい子ども達はゲーム機にはまってしまい、他人との関わりもなくなると思えます。さらに、内気な子が増え、運動をしなくなり太っている人が多くなると思うので、なんとかしてください。	また、公園の整備については、「新・京都市緑の基本計画」に基づいて取組が進んでいます。
4	憲章の実践方策は、これで本当に過不足がないのか継続的に検討が必要だと思えます。必要ならば、条例改正もしなければなりませんね。	憲章の実践方策は、憲章の行動理念を実践するための基本的な方策とし、より具体的な取組は行動指針として定めることとしています。なお、今後、施行の状況や環境の変化等を勘案し、必要な場合は条例を見直すことも考えられます。
4	対症療法的な取組みに偏っているようです。もちろんそれらは大切なのですが、もっと家庭観、親子観、夫婦観、人間観などの根本的な部分を見つめる取組が必要ではないでしょうか。	

子どもを共に育む京都市民憲章の実践を推進する条例(仮称)骨子案に対する市民意見及び考え方

項目	意見	考え方
5①	最近児童虐待がニュースでもよくとりあげられます。暴力をふるうのではなく悪かったところを子どもに言い聞かせることが大切だと思います。その対策としては地域住民や育ち学ぶ施設関係者が相談にのってあげるとかして協力してあげることが大切。	児童虐待やいじめに対して、学校をはじめとする育ち学ぶ施設の役割、保護者や地域住民の協力は、大変重要です。
5①	いじめや虐待に対して、学校や親が一丸となり問題を解決すべき。	
5①	いじめの問題を他人事と捉えないで、もっと共有するべきと考えます。	
※ 5①	虐待は確証がなければ調査できないのか？子どもの命を失ってからでは遅い。子ども自身が虐待を受けていたとしても本人には助けを求められないと思う。地域の人達の協力など、早期発見に努めてほしい。	
※ 5①	児童虐待は子どもの異変にまわりの大人が早く気付いて守ってあげないとダメ。子どもが安心して相談できる環境を学校などが作ってあげたらいい。	
※ 5①	いじめられている子の中には自分自身がいじめられていると周りにうまく伝えられていない子もいます。いじめる者は、時・場合・場所を考え、ばれないように追い詰めていきます。メールを使ったいじめなどの場合、親も学校の先生も気づきようがありません。学校内でも醜いじめがたくさんあります。いじめが激しくなると、いじめられている子は死ぬのを考える子もいます。いじめる者には厳しい罰を与えるべきです。学校の先生や周りの大人にはもっと子どもたちのことを見て、助け、いじめる者には厳しい指導を。	ご意見のとおり、いじめについては、早期発見が非常に大切であり、学校だけでなく、家庭・地域を含め社会全体での取組が予防・早期発見へとつながります。条例に規定する各実践主体が子どもたちのかけがえのない命を守るため、予防・早期発見・迅速かつ適切な対応・再発防止に協力して取り組むこととしています。
※ 5①	いじめている子もちゃんと見てあげるのも大切。いじめている子の方が心が弱いと思う。	
※ 5①	いじめ対策について、会話や遊びに混ざることができているかななどのいくつかの項目を作り、教師が学校生活の中でさりげなくチェックをして、多数の項目に当てはまる生徒には、カウンセラーなどと話す機会を設け、徹底指導を行う。いじめが起こった場合、親が何らかの制裁を受けるようにする。そうすれば家庭での教育も影響を受ける。	
※ 5①	いじめ対策について、先生も見て見ぬふりをしているように受け取れる。先生と生徒が触れ合う時間よりも生徒同士が一緒に過ごす時間の方がはるかに長い。そこで、先生だけで考えるのではなく、生徒と一緒にもっと考えるべきだ。そのためにも、いじめの防止教育の時間をつくるべきだと思う。小学生から中学生、高校生へと進んでいくにつれて、“命”について考える授業もないし、そういう時間が減ってきていると思う。私は、学年が上がるにつれて、いじめは過激になると思う。幼い頃だと、感情を表に出し、泣きたい時には泣けるが、高校生になるとプライドを持ち始め、自分一人で抱え込み、周囲の人も気づきにくい。だからこそ、月に一度カウンセラーを設けたり、アンケートも定期的実施していくべきだ。人々はおせっかいくらいでも良いから、声かけていった方がよい。	
5①	児童ポルノは許されないと。できるだけ早く政府が対策をとるべきだと思います。	
5①	「児童ポルノ」については、やはり罰則がないというのも問題と思うので、「禁止法」の改正を推進していくべき。この条例で京都市独自の処罰を考えられないでしょうか？	児童ポルノ、薬物乱用等の子どもの命や安全を脅かす緊急課題については、当面は啓発その他の必要な措置を講じる等とし、条例施行後3年を目途に、事態の改善の状況や国・京都府の法令の動向も見極め、本市独自の規制も含めた対応策を継続的に検討していくこととしています。
5①	特に児童ポルノや薬物に関しては、大人が子どもを商品として扱っている点でも悪質であると感じる点が多く、取組よりは、取り締まる必要があると思います。罰則を含めた条例化への期待を持っています。	
5①	薬物乱用については、使用等が禁止されている薬物だけでなく、オーバードーズなどの対策も盛り込むことが必要。	

子どもを共に育む京都市民憲章の実践を推進する条例(仮称)骨子案に対する市民意見及び考え方

項目	意見	考え方
※ 5①	薬物乱用について、もっと講演で薬物の危険性について訴えるべきだと思う。実際に乱用したらどうということが起こるとかを視覚的に訴えることで、より危険性を示せると思う。繁華街の巡回を市でおこなったり、そういう取引がされているような所には近づかせないようにする。夜まわり先生みたいな児童の相談をのってくれるような人をボランティアみたいな感じで増やしていったらいいと思う。	薬物乱用対策では、これまでからも薬物依存の危険性・乱用防止に向け啓発されてきましたが、各実践主体にも本市の施策への積極的協力を求め、今後一層の乱用防止の啓発に努めることとしています。 学校での早期段階から発達段階に応じた啓発も必要です。
※ 5①	薬物乱用についてまず使い始めには絶対理由があると思うのでその理由を突き止める必要がある。面白半分でやる人、友達の誘いを断りきれない人、悩み事を抱えきれなくなって快感を求める人、様々な人がいると思う。悩み事を抱えきれないというのは、周りに相談にのってくれる人がいなかったり、支えてくれる人がいないというのが問題だし、家族の人たちがその異変に気づいてあげられないことが問題だ。だから、まずは家族や友達がいつでも相談できるような環境づくりを一人一人が心がける事が大切。	
5①	「性感染症予防」の項目は、従来エイズに焦点が当てられていた筈です。先進諸国で唯一エイズの万延に歯止めがかかっていない我が国の現状を考えると、エイズ・HIV感染のキーワードを残しておくべきではないでしょうか。	エイズ・HIV感染は大きな課題であり、性感染症予防の一環として取り組まれるものと考えます。
※ 5①	性感染予防について、学校で性教育についての取組を行う。国のどこかの機関が性感染症についての実態をHPなどに掲載し、啓発する。性感染症をテレビや雑誌などに取り上げてもらい、広く知ってもらえるようにする。性感染症予防のCMを作り、放送する。	性感染症対策では、各実践主体の本市施策への積極的協力のもと、今後一層の啓発を実施することとしています。
5①	市が必要な施策や措置を講じたら、市民等は積極的に協力を求めているだけで、施策の内容が具体化されていない。白紙委任的な内容だ。	市民等のより具体的な実践目標や取組は、今後「行動指針」として定めることとします。
5①	「本市の施策に積極的に協力する」とありますが、緊急に必要な当事者やその周りの人間には、なかなかその施策が届きにくい状況を変えてゆく方法を見つけることが大事。	
5②	ケータイ電話については、まず「持たせないこと」を考えさせるように分かりやすい表現にする。	子どもの携帯電話等については、家庭において、利用の必要性の有無を検討のうえ、適切なフィルタリング利用と使用ルールの設定を求めることとしています。
5②	インターネットの使い方は家庭でも難しいところですが、子どもと使い方のルールを決めています。ゲーム・メールも同じく、使い方には注意を払っているつもりです。	
5②	「インターネットの不適切利用対策」の「子どもの年齢・成長段階に応じた」という記述を「子どもの発達段階や活用能力に応じた」に変更してください。なぜなら、インターネットを適切に利用できるか否かは、子どもの年齢よりも情報を活用する能力に拠る要素が大きいからです。また、携帯電話販売店も、マニュアルに沿って、年齢や学年で機械的に判断してフィルタリングを勧めてきます。本気で子どもの安全を考えるのであれば、「年齢」ではなく、子どもの危機回避能力を判断基準とする必要があるのではないのでしょうか。	ご指摘の内容を勘案のうえ、インターネット不適切利用対策を進められるようにします。
5②	インターネットの不適切利用対策で、「必要な措置を講じる」とはどんな措置が考えられているのか。	インターネット関係事業者等に、子どもの成長段階や活用能力に応じたフィルタリングサービスの提供等を求めるものです。
5②	「携帯・インターネット」の問題は、「健やかな成長」は脅かすけれど、命に関わる問題でもあると思うので本当に緊急に取り組んでほしい。	緊急な取組が必要と考えます。

子どもを共に育む京都市民憲章の実践を推進する条例(仮称)骨子案に対する市民意見及び考え方

項目	意見	考え方
※ 5②	もっと厳重にフィルタリングサービスをしないとだめ。	子どもたちが知らない間に犯罪被害にまき込まれるものや暴力・犯罪・自殺等を誘発するような情報にさらされることがないように見守ることを目的としています。
※ 5②	今はフィルタリング機能が広まり、小学生や中学生の子たちもつけている人はたくさんいます。けれど、規制され、何も知らないまま、大人たちの都合のいい情報だけを与えられた子どもたちは将来どうなるのでしょうか？たくさんもの、ことを見て、自分自身で判断できる力が今必要だと、私は思います。	一方、現代社会を生きていく上で必要不可欠な、情報を活用する力の育成、ネット上のモラルの育成等メディアリテラシーについての研究、実践にも努めることとしています。
※ 5②	インターネットが使えて当たり前の社会になりつつあるのにフィルタリングをかけるだけでいいと考えるのは甘い。フィルタリングをかけることを中心とするよりも、有害サイトを見分ける方法などの指導を中心としないと、次の世代に引き継げない。	
5②	メディアリテラシーに関する項目を明記してみたいかがでしょう。使うのを禁止したりすることは無理だと思うので。	メディアリテラシーは、「メディアから得られる情報を正しく読み解く子どもの能力の習得の促進」として、調査研究とその成果の実践に努めることとしています。
5②	電子・映像メディア依存対策で、どういう手法で調査や研究をするのが課題である。	具体的な調査研究方法等については今後の検討課題です。
5②	中学、高校等、何校かまざるようになると入学前にネットで友人作りが始まっていたりする。それに乗り遅れると1年間友人作りに悩む子どもも多い。ネット対策の前にもっと現状を知るべきだと思います。	子どもの状況を把握しつつ、インターネットの不適切利用や電子・映像メディア依存への対策を進める必要があります。
※ 5②	ビデオやゲームの内容を制限するべきである。子どもたちが小さい頃から周りにゲームのある環境で育ったため、小学校・中学校・高校生になってゲームに依存するのである。それによってゲームの世界しか知らず、人が殺される痛みを知らないため殺してしまうのである。よって、これからもっと映像メディアに対して制限を国からするべきである。	事業者に対して、製造、販売等を規制するものではありません。学習中、食事中、入浴中や布団の中でもケータイを放せなくなる、またゲーム機やテレビ・パソコンの前から離れられなくなる依存問題について、依存状態に陥らない環境づくりを目指そうとするものです。
※ 5②	電子・映像メディア依存について、私たちの世代は幼いときからこのようなものに触れています。過度にこれらを断つと、今度はメディア社会についていけなくなります。今後ますますメディアは発達すると考えられますので、親よりも教育現場での適切な指導が受けられるように整備するのが優先。	また、一方で電子・映像メディアは現代社会における重要なツールでもあるため、情報を活用する力の育成、モラルの育成等メディアリテラシーについての研究、実践にも努めることとしています。
※ 5②	電子、映像メディアの依存対策などただの偏見な意見であり、そういった人たちの技術力が失うことになれば今の日本の技術は大きく下がる。	
5	緊急課題については行政の縦割りを越えた取組みが必要です。	本市は部局を越えて緊急課題への対策・啓発等に取り組むこととしています。
5	まさに緊急の課題と思います。市民へできるだけアピールできるよう、伝わるよう願っています。	
5	「5緊急に取り組むべき実践方策」はなぜこの項目だけ取り上げられたのでしょうか。現代では子どもに関わる問題は、たくさん問題が山積みになっています。その中でこの項目を取り上げられたのは何か論理的根拠があるのでしょうか？例えば、子どもの貧困やひきこもり、飲酒、喫煙etc.これらの問題と条例の項目で取り上げられた問題との差は何かあるのかを明らかにしてください。	緊急に取り組むべき実践方策として取り上げた問題は、近年の社会環境の変化に伴って生じ、官民一体となった早急な対応が求められている緊急課題として取り上げたものです。子どもの貧困については、まずは国が、次に地方自治体もつばら主体的に取り組むべき課題で、市民と共に取り組む課題としては取り上げていません。喫煙、飲酒については、「京都市未来子どもプラン」等に掲げて取組を進めています。なお、緊急課題については、今後の条例施行の状況、環境の変化や事態の改善の状況を勘案して、必要に応じて見直しを図っていくこととしています。
5	国際都市・環境都市である京都市を観光旅行者などにもアピールしていくのであれば、喫煙に対する規制は絶対に入れてほしいです。未成年の喫煙は、将来の妊娠、出産にも大きく影響します。せっかく路上喫煙禁止の取組も力を入れているのですから。	
5	法的に規制されたものや現場の取組を強めること、児童ポルノのように東京で大問題になっているようなことがするりと入れられていたり支離滅裂で危ういものです。	

子どもを共に育む京都市民憲章の実践を推進する条例(仮称)骨子案に対する市民意見及び考え方

項目	意見	考え方	
6①	市民の関心と理解を深めるために憲章の日をもうけることはこの条例の内容にふれる機会を持つことにつながると思いました。	今後、毎年の憲章の日を活用した有意義な取組について、推進会議等の意見も聴いて検討する必要があります。	
6①	憲章制定記念日を定めて、その日をどのように生かすかが課題である。		
6②	表彰されるものための表彰にすることが重要である。表彰者である市長の売名のためでない。表彰を受けられる人が推薦団体等の順送りでは必要ない。		憲章実践の励みや模範となる有意義な表彰となるよう、推進会議等の意見も聴いて検討する必要があります。
6③	もっと市民憲章を広めてください。私の周りでは多分知らない親が多いです。		ご意見を参考にして、多様な方法で市民や市民以外の方に憲章理念の普及啓発を図ることが大切です。
6③	条例化された良い事が、もっともっと広く親子さんに「とどく」と良い。		
6③	シンポジウムに参加したり、学校での話し合いに参加する親には問題ない家庭の方々が多い。一番知っていただかなくてはならない親にどのようにこの条例を知っていただくかも考えなくてはならない。		
6③	この条例が成立すれば、一番に教育指導者に伝えてほしいです。		
6③	子どものいない世帯には、このような活動・取組があることすら分からない。		
6③	憲章が6割、7割の市民には知られていない原因・要因がどこにあるのか考えるところに周知していくカギがある。		
6③	観光旅行者等の責務もいいのですが、まずは市民にどういうふうに知らせるかが問題だと思います。チラシを作り各家庭のポストに入れるとか新聞のチラシに入れるとか。		
6③	伝達方法について、街頭でのティッシュ・ビラ配りもいいが、メディア(広告・TV等)も利用して「大人の都合で子どもの人権を踏みにじらない!!」と声高に発しても良いと思う。そのためにPTAの会費を有効に使ってください。		
6③	実践という視点から見ると、「早寝、早起き、朝ごはん」のような分かりやすく具体的なPRのほうがかとつきやすい。		
6③	憲章を推進していくためにも、具体的な取組を条例化の際にもっと打ち出し、アピールしていく必要がある。		
6③	こうした憲章・条例が家庭や学校、子どもを取り巻く社会の中で生きるよう具体的な事例をあげた勉強会を行っていただきたい。		
6③	目の前の緊急事態を正しく、かつ迅速に解決するための「法の力」を有効活用するためには条例化することが不可欠であることの認識を定着させ、条例文、用語の簡略化、図式化を図り、目からも耳からもスムーズに人々の意識の中に入るようにすること。特に、図式化し、一見して理解できるようにし、「読むより見る」として視覚に訴えるべき。		
7①	「に努める」でなく「を行う」でなければならない。この条例は、「推進条例」。京都市が主体的に出来ることは、努力目標ではいけない。	本市行政体制は、部局を越えた有効な体制整備とし、施策の融合により横断的な取組を進める必要があります。	
7①	行政における取組体制の強化の中には、推進組織の設置にとどまらず、機構改革まで視野に入れることを期待します。		
7②	いろいろな団体から推薦された人で構成されると推測するが、その出身母体の意見ではないことが多い。子どもの意見も汲みあげられる人を選ぶ必要がある。	推進会議については、憲章の実践推進を支援する有効な構成となるよう検討していく必要があります。	
7②	行政区ごとにPTAと協力して企画を推進してほしい、推進体制については、中学校区ごとに立ちあげてほしい。教育レベルをどう上げるかという点と共同で進めるべきだ。		
7②	市民レベルでの推進においても、このあたりで従来の人づくり21世紀委員会と子どもネットワーク連絡会議の融合を含めた抜本的な組織の見直しも考えるべき時に来ているのではないのでしょうか。		

子どもを共に育む京都市民憲章の実践を推進する条例(仮称)骨子案に対する市民意見及び考え方

項目	意見	考え方
7③	具体的にどのようなことをしていくのかを入れた方が分かりやすいと思います。	行動指針は、憲章の実践方策等を定めるこの条例に関して、毎年度、推進会議の意見を聴いて、身近でより具体的な実践目標や取組について定め、市民や各種団体、施設や事業所等の具体的な取組を促すものです。
7③	行動指針を楽しいものに、財政的に予算がなければ良い企画は出来ない。	
7③	実践者の取組が個々に行われるのではなく、共に協力して行動が取れるような具体的取組や啓発がなされる事が望ましいと考える。	
7③	どう実践するかが問われるところだと思います。しっかり定着させるよう、自治会組織等への浸透も図るべきかと思われま。学校以外への公共機関への働きかけも必要か。	
7③	緊急に取り組むべき実践方策はアクションプランにおいてきめ細かく、より具体的に、より分かりやすくしていただきたい。	
8	この条例が、今完成でなく今後も継続的に検討され見直しされていくという点が素晴らしいと思います。	この条例は、子どもを取り巻く環境を勘案しつつ、実践行動の推進状況を踏まえて、見直しを行うこととしています。とりわけ、緊急課題については、国や京都府の法令の動向も見極め、本市独自の規制も含めた対応策を継続的に検討していくこととします。見直しに当たっては、推進会議において評価・審議を行うことにしています。
8	子どもを取り巻く環境はめまぐるしく変化している。3年毎の見直しが盛り込まれており、時代を反映できるので良いと感じました。	
8	「必要と認める」の主語は、誰か。市では実効性がない。「推進会議が必要と認める時は」とすべきものである。	
8	「規制その他の措置は講じるものとする」とあるが、「規制その他の措置」が決まっていない。どういう規制か、どういう措置かを条例に規定すべきである。	
8	緊急性があるから緊急課題であり、それを「必要性が明らかになった段階で検討する。」では、自己矛盾を起している。しかも、「規制する」でなく、必要性が明らかになった段階で「検討する」では、やる気がないのと同じである。	
8	子どもの命に関わる緊急課題については待ったなしであり3年後に見直すといった状況ではない。	
8	市民憲章で「行動規範」が定められ、憲章を推進する「条例」を定め、条例で「行動指針」を定め、条例が制定された後、「規制」や「措置」を定めねばならない。なかなか実効に時間が掛かりそうなので、急いでいただきたい。	
8	3年ごとの点検・評価はよいことだと思いますが、あまりコロコロ条例改正するのはどうか？と思います。別の手立てはないものではないでしょうか。罰則や規制は、本当に必要なものは相当に時間をかけて練る必要があると思います。3年ごとに規制について検討するのはどうか？と思います。「規制！規制！」と過激なことを平気で言う人間の言うことは聞くべきではない。	
8	条例に「規制」を盛り込むことは反対です。子どもたちを健やかに育むために、大人が当然しなければならないこともできない現状は非常に残念ですが、だからといって大人の行動を一律に規制するのは安直で乱暴です。 3年毎に見直しを行うということですが、市民の行動規制については、慎重に慎重に考えていただきたいです。	
9	京都市には私立・国立の小中高等学校があります。府立の高校もあります。これらも実践主体として推進体制に呼びかけていくのでしょうか？ポルノ規制条例を制定済の京都府や、近隣都市との連携は？条例にすることで、結局のところ京都市という行政単位でしかものごとを考えざるをえなくなるようであれば、条例化の積極的な意義が薄まるのではないのでしょうか？それを懸念します。	

子どもを共に育む京都市民憲章の実践を推進する条例(仮称)骨子案に対する市民意見及び考え方

項目	意見	考え方
9	市ホームページに委員会ニュースが掲載されていましたが、主な意見という形でまとめられていて、どのような議論が展開されたかがわからない。他都市の同種条例ではホームページに議事録が掲載されていた。市民に公開していただきたい。	会議概要をまとめたニュースによる広報としていましたが、ホームページへの議事録掲載も行います。
9	予防接種の無料化!!医療費の無料化!! 子どもが小学校通学を始めて、京都市にはLD、ことばの教室以外の高機能(グレーゾーン)にいる児童のための通級がなく、支援が遅れていることに驚きました。現場の教師達も理解や知識の低さには驚きました。至急の対応を切望します。	個別の施策については、「京都市未来こどもプラン」等に基づき、それぞれの分野で取組が進められているものと考えています。
9	京都市の保育制度が子どもの権利に見合ったものになっているのでしょうか。児童虐待、格差が広がっている生活実態などの中で保育所が果たす役割はますます大きくなっているはずで、そして子育て予算をしっかりと増やしてほしいです。	様々なご意見・ご感想をいただきました。市民、団体等それぞれの立場で、憲章の実践推進をよろしくお願ひします。
9	藤ノ森小学校は児童数630名で、昨年のデータでは177校中25番目に大きな学校にも関わらず、いまだに児童館が校区内にありません。このような不公平をなくすように、この新しい条例で監視できたら良いと思います。	
9	憲章があるのは知っていたが、自分自身は何ら行動できていなかった。条例制定を機に、子どもたちのために自分ができることから始めたい。	
9	今自分に出来ることをやりたいと思います。全く興味のない人にいかに興味を持ってもらえるか。地域のネットワークで一人でも多くの方に関心を持ってもらえるように頑張ります。	
9	憲章も年齢によって取り方も違っているのではないかと思う。子育てに一段落ついた年齢の私は地域の子どもから信頼される行動をとる。子どもを見守り、地域の住民が支え合う絆を大切にしたい。大人の言う事を素直に聞いてくれる子どもに育てくれる事を願っている。	
9	子どもを育てている母親として「子どもを自分の所有物」と勘違いすることなく、「ひとりの人が成長する手助けをしている」ということを心も新たに子どもと接していきたいと思います。	
9	心のケアが必要な子との交流や日本で育った外国人の子ども達の交流をサポートを責務をなかなか達成していない。自分ができることで、子どもに役立つ事をもっともっと教えられる責務を達成していきたい。	
9	私が子どもの頃のように地域で子どもを育てていけるように戻ってほしいです。	
9	正直者、努力する者が報われる社会を目指したいですね。それが実感できる京都を作っていきましょう。	
9	京都市の大人が子どもに信頼されていないと思うし、関心を抱いていないと思います。信頼されるような市になるためにも、子どもの事を考えてもらいたい。	
9	全てが大人にとって暮らしやすい(=都合のいい)環境として整備されてきたことは逆に伸び伸びとした体験を子どもから奪ってきたように思います。そういう意味では、子どもの生きる環境を健全に守っていくのは、現代の大人に課せられた義務である。	
9	京都市会が憲章を積極的に推進する決議をされたとの記述があるが、各議員がどんな具体的な行動をしたか、知りたい。	

子どもを共に育む京都市民憲章の実践を推進する条例(仮称)骨子案に対する市民意見及び考え方

項目	意見	考え方
9	<p>子どもたちが心身共に健やかに育つために身近な自然の環境と温かい家庭環境が一番大切だと思います。まず、親自身が子どものつぶやきに耳を傾けること、そのような親と子どもとの自然の関わりを通して豊かな感性が育つ。まわりの大人が自然の草花や虫等を好きになり、子どもと関わるのが大事だと自分の体験から感じました。今の子どもは昔の私たちの子どもに比べて遊具も豊富で、ビデオ・パソコンゲーム等で遊んでいる子どもが多いです。自分たちで土作りをして、種から草花を育て、その成長を通して花が咲いた喜びは大きいです。上記のような自然環境の中で子どもは育つと、いじめ等の問題は起こらないと思うし、また子供同士の中で思いやり等、望ましい育ち合いが見られる。</p>	
9	<p>行政・福祉・社会・地域の中での子どもの存在を大人が知ろうとする機会に感謝しますが、まずはこのような連携やネットワークの提言の際には当事者の声というのも不可欠だと思います。それは通達というカタチではなく、同じテーブルにつき議論するというお時間が最低限あればなあと感じます。</p> <p>私たちのような(障害者や特別なニーズを持つ子どもを持つ)親の会は常にこのようなことを深く話合います。子育てで悩む・孤立する・自責間念を持つ親…子育てサークルでは見ることのできない「当事者(セルフヘルプ)性」の問題です。実は本会(双子の会)でもなかなかスムーズに行かない行政との連携・発信には頭をかかえています。</p>	
9	<p>本冊子を含め、全体的に資料が男っぽく、会社などの組織っぽい。女性やイクメンの感性に訴えかけられるようなしなやかさ・やわらかなセンスがプラスされることを望みます。</p>	